

国外不在者申告案内

□ 申告対象

- 住民登録がなされているか国内居所申告をした者で
- 国内不在者投票期間開始日前に出国して選挙日後に帰国が予定されている者や
- 外国に滞在または居住しながら、選挙日まで帰国しない者
- 外国で投票しようとする選挙権者(19才以上の国民、1993.4.12.以前の出生者)

□ 申告期間

2011. 11. 13. ~ 2012. 2. 11. (91日間)

□ 提出書類

- 国外不在者申告書
- 旅券写本
- ※ 派兵軍人は旅券写本代わりに申告書該当欄に国防部長官または所属部隊長の署名が必要。

□ 提出処

在外公館(在外投票管理官)、市長・郡守・区庁長
※ 国外不在者申告対象者の国内で申告する人(国内滞留者)は
住所地(国内居所申告地)管轄市長・郡守・区庁長に提出

□ 提出方法

公館に訪問または郵便
※ 郵便申告時の費用は個人が負担

➔ 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！

綺麗な 在外選挙 グローバル 大韓民国 の顔です



在外選挙
韓国・中央選挙管理委員会

Tel.82-2-503-0648 Fax.82-2-507-4352